

## 弘前大学生生活支援奨学金貸与要項

平成19年3月12日制定  
(学長裁定)

### 1 目的

弘前大学生生活支援奨学金（以下「奨学金」という。）は、弘前大学学生（非正規学生及び留学生を除く。）で一時的に経済的理由により生活が困難な者に対し、生活費に充てる資金を貸与することを目的とする。

### 2 奨学金

奨学金の額は、一人10万円を上限とし、貸与回数は、原則として1回とする。

### 3 願出

(1) 奨学金の貸与を希望する者は、担任教員の同意を得て弘前大学生生活支援奨学金貸与願を弘前大学生生活支援奨学金貸与選考部会（以下「選考部会」という。）に提出しなければならない。

(2) 選考部会については、別に定める。

### 4 選考

(1) 選考部会は、奨学金貸与の願い出があったときは、貸与の可否及び貸与希望額を審査し、決定する。

(2) 選考部会は、前項の審査・決定の結果を当該学生及び担任教員へ通知する。

### 5 交付

(1) 奨学金は、原則として一括交付し、利息は付加しないものとする。

(2) 奨学金の貸与を受ける者は、奨学金の交付を受けるに当たって、奨学金の返還方法を記載した借用証書を提出しなければならない。

### 6 交付の取消し

選考部会は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、奨学金の交付を取り消し、直ちに交付した奨学金の返還を命ずるものとする。

(1) 貸与願に記入すべきことを故意に記入せず、また虚偽の記入をしたことが判明したとき

(2) 退学及び除籍（授業料未納による除籍を除く。）になったとき

### 7 返還

(1) 奨学金の貸与を受けた者は、貸与を受けた月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、奨学金を返還しなければならない。

(2) 奨学金の返還は、一括又は月賦（20回を限度）の方式によるものとする。ただし、在学中に限るものとする。

(3) 奨学金は、いつでも繰り上げ返還できるものとする。

(4) 奨学金の貸与を受けた者が、災害、傷病等、やむを得ない事由により返還が著しく困難になった場合は、願い出によって最長1年間の返還を猶予することがある。

(5) 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、弘前大学生生活支援奨学金返還猶予願に事由を明記し、選考部会に提出するものとする。

(6) 奨学金の返還猶予の願い出があったときは、選考部会は、返還猶予願を審査し、返還猶予を決定する。

(7) 奨学金の貸与を受けた者が奨学金の返還を著しく延滞したときは、保護者に通知するものとする。

### 8 奨学金の管理

学生課長は、奨学金の貸与及び返済の状況を常に把握するとともに、奨学金の未返還者に対して督促を行うものとする。

### 9 その他

この要項に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。